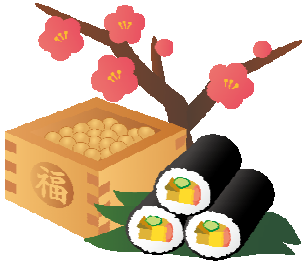


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年2月号 vol.76



先日、49歳の誕生日を迎えました。40代最後の1年です。
あるスポーツ選手が、40代は一時的に体がしんどくなり、運動することがきつくなる時期があるけれども、そこを我慢して運動を続けたら、体が軽く感じられる日がやって来るとおっしゃっていました。

実は、この数年は走るのしんどかったのですが、昨年の秋くらいから、以前の感覚が戻ってきた気がします。お客様に元気を届けるためにも、まだまだ走り続けたいと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

令和3年度の税制改正が、現在、国会で議論されていますが、住宅ローン控除特例がコロナ禍で延長になる見込みです。通常10年間の住宅ローン控除期間が13年間に延長されています。

”住宅ローン控除の控除期間の特例措置が延長されます”

住宅ローン控除は、通常は10年間限定の控除期間となっていますが、消費税10%引き上げに合わせて、控除期間を13年間とする特例措置が設けられました。

コロナ禍で、この特例措置が以下のとおり延長となる見込みです。

「消費税10%で以下の契約期間で取得をし、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居を済ませる必要があります。」

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ○居住用家屋の新築の場合 | 契約期間: 令和2年10月1日～令和3年9月30日 |
| ○分譲住宅・中古住宅の取得、家屋の増改築等 | 契約期間: 令和2年12月1日～令和3年11月30日 |

取得の形態により契約期間が異なっているので注意が必要です。

また、住宅ローン控除はこれまで床面積50㎡以上の住宅にしか認められていませんでしたが、合計所得金額1,000万円以下を条件に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象になる見込みです。

「今月の本の紹介」

「日本習合論」

(内田 樹 著・ミシマ社)

今は当たり前のように別々になっている神社とお寺。でも、かつては神仏習合という雑種文化が日本の当たりの姿でした。

日本人とは？って、何となくシンプルに考えてしまいがちですが、土着の文化に、大陸から渡ってきた様々な文化の良さを取り入れ、包み込んで魅力のある美味しいものに変えてきたのが日本人なんです。

あまり物事を単純化し過ぎず”習合”してみるというのも面白い視点だと思いました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<カレー鍋>

- ・粗びきソーセージ 6本→切り目を入れる
 - ・玉ねぎ 1個→串切り、人参 1本→半月切り
 - ・キャベツ 100g→ザク切り、エリンギ 100g→縦に3～4等分
 - ・水 800ml、醤油 小2、オイスターソース 小2、みりん 大2
 - ・スープの素 2個 (A)
- ①鍋にカレー粉 小4、バター 200gを入れ火にかけなじませる。
 - ②(A)を加え煮立ったら具材を入れる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所